守成クラブ福島 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブの名称は、守成クラブ福島と称する。 以下、守成クラブ福島と称す。

(事務所)

第2条 本クラブは、守成クラブ福島、事務局長の所在地(会社内)に事務 所を置く。

(目的)

第3条 守成クラブ福島は、会員の商売、交流、の促進に努める為、各会員 の意見を徴収し、商売に最適な環境を造るために活動するものであ る。 会員の商売に広く情報を公開し、会員の商売に広く貢献する 事を目 的とする。

(活動)

第4条 ①会員拡大活動事業

> 福島会場は、各会員の協力を得て、会員拡大を図り、マーケット 造りを第一の使命とする。

②交流活動事業

周年行事の推奨 県内の会員が集り、商談の場造りを行う。 加 盟会場の周年行事等への参加を促し、他会場との交流の場造り を行う。

- ③会員支援事業 会員のための交流、情報 の提供を行う。
 - イ) 商売促進の為に勉強会(交流会)を開催講師の選定、派遣 ロ) 会場運営について、要請が有れば、委員会等にオブザーバー として参加し、守成の理念、運営の有り方などの説明を行う。
 - ハ) 広報誌の発行、ホームページの運営等を行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 本クラブの会員とは、守成クラブ福島の目的に賛同して、福島会場 に入会した会員をもって、構成するものとする。

> 準会員 会の目的に賛同して入会し、1年以内に正会員に成ること を約束された方

正会員 本会に入会し、会員を一人以上紹介し、入会された方

(入会の資格)

- 第6条 入会についての資格は、下記に適合した者とする。
 - ① 法人経営者 取締役までとする。
 - ② 個人事業主 本人 (使用人は認めない)
 - 注 但し、世話人会で認められた者は除く。

(入会及び会費)

- 第7条 会員は入会金及び年会費を払わなければならない。。
 - ① 会員として、入会したい方は、本協会の別紙、入会申込み書を、 福 島会場事務局に提出する事とする。
 - ② 入会申込書提出後、2週間以内に、入会金10,800円、年会費19,440円、合計30,240円を指定振込先に振り込み、確認後会員とする。

(会員の資格の喪失)

- 第8条 所属会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。
 - ① 会員が退会届を提出をし、認められたとき。
 - ② 除名されたとき。

(再入会)

第9条 会員は、再入会する事が出来る。 但し、世話人会の過半 数の賛同を得なければならない。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号に該当するときは、世話人会の過半数の決議により、 除名する事が出来る。
 - ① この規約に違反したとき。

- ② 福島会場の名誉を傷つけ、又は、会の目的に反する行為をした時。
- ③ 会員としての、年会費(本部)未納な会員。 支払い年会費到達日より3ケ月を過ぎた時点で、

前項の規定により会員を除名しようとする時は、議決の前に該当会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 福島会場は、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名 但し、代表以外は増数を認める。副代 表、会計、事務局長は、兼任を認める。

(選任)

- 第12条 役員の選任は世話人会の決議(三分の二以上)によって、承認される。
 - (1) 改選年度の世話人会において原案を決定し、6月例会(総会) で承認可決する。

(職務)

- 第13条 (1) 代表は、福島会場を代表し、その業務を総理する。
 - (2) 代表に事故があるとき又は代表が欠けた時は、副代表 が 職務を代行する。
 - (3) 副代表は、本会場の規約の定め(見直し)、会議等の業務を遂 行する。
 - (4) 副代表は、各委員会の運営、及び会員拡大を図る為に戦略を立て、各会員に周知させる。
 - (5) 会計は、本会場の収支決算書を作成し、会の会計を担当する。
 - (6) 世話人は、福島会場の趣旨を理解し、会員に周知徹底 する。

(任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 役員は、任期満了後においても、後任者が就任 するまでは、その職務を行わなければならない。
 - (2) 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

- 第15条 役員が次の項目に該当する場合は、世話人会の議決(過半数)により、解任することが出来る。
 - (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められた時。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為 が有った時。
 - (3) 会員と金銭トラブルを起し、又会員と商売の金額が滞納したとき。

前項の規定により役員を除名しようとする時は、議決の前に該当役 員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

第16条 福島会場の会議は、世話人会、世話人反省会、グループ会、各委員会とする。 世話人会は、世話人会、世話人反省会及び臨時世話人会とする。

(世話人会の構成)

第17条 世話人会は、三役及び世話人もって構成する。

(世話人会の機能)

- 第18条 世話人会は以下の事項について決議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 会員の除名
 - (3) 運営計画及び収支予算及びその変更
 - (4) 運営報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任又は解任、その職務
 - (6) その他運営に関する重要事項

(世話人会の開催)

- 第19条 世話人会は、例会の前週の木曜日に開催する。
 - 2. 臨時世話人会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 世話人の総数の三分の一以上から召集の請求があったとき。
 - (3) 正会員の総数の三分の一以上から会議の目的を記載した 書面により、代表に召集の請求があったとき。

(世話人会の招集)

- 第20条 代表は、前条第2項1.3号の請求が有った時は、その日から 7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 2. 世話人を招集する場合には、会議の日時、場所を記載した書面 により、開催の日の少なくても5日前までに通知しなければ ならない。

(世話人会の議長)

第21条 世話人会の議長は、その世話人会に出席した、副代表が務める事 とする。欠席の時は、会計が当たる。

(世話人会の定足数)

第22条 世話人会は、三役、世話人の三分の二以上の出席がなければ、開催する事が出来ない。

(世話人会の議決)

- 第23条 世話人会の議決は、出席した役員総数の過半数をもって決し、可 否同数の場合は、代表の決するところとする。 2. 役員とは、 三役を指し、役員の議決とする。
 - 3. 相談役は、議決権は無いが、意見を述べることが出来る。

(世話人会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しな ければならない。

- (1) 日時 及び場所
- (2) 各役員名及び出席者数(委任状がある場合はその数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人は議長が指名する。
- 2.議事録には、議長及び、議事録作成者、議事録署名人が署名しなければならない。

(グループの権限)

- 第25条 各グループは、この規約に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。
 - (1) 世話人会に付議すべき事項
 - (2) 世話人会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) 本グループの運営に関する事項
 - (4) その他世話人の議決を要しない運営の執行に関する事項

(グループ会の開催)

第26条 グループ会の開催は、毎月1回とする。

その他に次に掲げる場合に開催する。

- (1) グループ長が必要と認めた時。
- (2) グループ総数の三分の一以上からグループ会の目的である事項を記載した書面により召集の請求が有った時。

(グループ会の招集)

第27条 グループ会はグループ長が招集する。

- (1) 代表は前条26条第2号の請求があったその日から14日 以内にグループ会を招集しなければならない。
- (2) グループ会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面により、少なくても5日前までに通知しなければならない。

(グループ会の議長)

第28条 グループ会の議長は、グループ長がこれにあたる。

(グループ会の議決)

第29条 グループ会の議事は、議長及び会員出席総数の過半数をもって決 し、可否同数の場合は、グループ長の決するところとする。

(グループ会の議事録)

- 第30条 グループ会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成 しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 議長及び出席委員総数、及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録の作成は、副グループ長がこれにあたる。
 - (6) グループ会議事録は、世話人会に提出、報告しなければならない。

第5章 会計監査

(会計の原則)

第31条 本会場の会計は、商法並びに関連法案に準じておこなわなければならない。

(事業年度)

第32条 本会場の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に 終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 福島会場の運営計画及びこれに伴う収支予算は、毎年事業年度毎 に会計が作成し、世話人会の承認、決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第34条 福島会場の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等 に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、会計が作成し、 世話人会にて監査を受け、世話人会の承認を得なければならない。
 - 2. 本会場の決算収支報告は、世話人会一任とし、例会時に提示する。

第6章 委員会

(活動)

第35条 委員会制度を設け、運用する。詳細は世話人会にて決める。

第1章 雑則

(細則)

第36条 この規約の施行について必要な細則は、世話人会の決議を得て、 代表がこれを定める。

附則

この規約は、平成28年6月1日より発効する。